

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物 の用途変更及び増築について

東広島市許可

建築基準法第51条の規定による位置の制限

建築基準法第51条(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令 第130条の2の2 (抜粋)

法第51条本文(中略)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二号 次に掲げる処理施設(中略)

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

建築基準法第51条ただし書き許可が必要となる施設規模

種 類	処理能力 (用途変更・増築前)	処理能力 (用途変更・増築後)	許可が必要な 処理能力
焼却施設	紙くず、木くず、 繊維くず 30.0 t / 日	廃プラスチック類、汚泥、 液状廃油、固形状廃油、紙 くず、木くず、繊維くず、 動植物性残渣、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、陶 磁器くず、コンクリートく ず、がれき類、感染性産業 廃棄物、固定床廃油 60.8 t / 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類 0.1 t / 日 ・ 汚泥 0.2 t / 時又は 5 m³ / 日 ・ 廃油 0.2 t / 時又は 1 m³ / 日 ・ 木くず、がれき類 5 t / 日 ・ 紙くず、繊維くず、動 植物性残渣、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、 陶磁器くず、コンク リートくず、感染性産 業廃棄物 0.2 t / 時

申請概要等

【申請者】

住所： 広島県東広島市黒瀬町津江1845番地

名前： 光陽建設 株式会社
代表取締役社長 稲葉 明則

【申請位置】

東広島市黒瀬町津江字イラスケ
21865-2の一部他86筆

申請地



【申請概要】

(1) 都市計画	市街化調整区域 用途地域指定なし
(2) 敷地面積	30,286.37m ²
(3) 建築物の概要	
建築面積	増築: 1,723.04m ² 、既存: 77.50m ² 合計: 1,800.54 m ²
延床面積	増築: 2,679.03m ² 、既存: 121.22m ² 合計: 2,800.25m ²
建築物の構造	鉄骨造3棟、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造1棟
建築物の用途	焼却施設建屋、廃棄物保管庫2棟、事務所
(4) 工作物(煙突)	鉄骨造(高さ20m)

【施設の概要】

◆用途

産業廃棄物処理施設

◆許可対象施設（新設施設）

施設の種類	廃棄物 処理品目	処理能力 (現 状)		処理能力 (変更後)	稼働時間
焼却施設	廃プラスチック類	—		28.0t/日	24時間/日 ※搬入時間 午前8時～ 午後5時
	汚 泥	—		3.0t/日	
	液状廃油	—		0.5t/日	
	固形状廃油	—		0.5t/日	
	紙くず	3.0t/日		9.0t/日	
	木くず	25.5t/日		10.0t/日	
	繊維くず	1.5t/日		3.0t/日	
	動植物性残渣	—		3.0t/日	
	ゴムくず	—		0.5t/日	
	金属くず	—		0.5t/日	
	ガラスくず、 陶磁器くず、 コンクリートくず	—		0.5t/日	
	がれき類	—		0.5t/日	
	感染性産業廃棄物	—		1.0t/日	
	固定床炉廃油	—		0.8t/日	
	—	合計	30.0t/日		

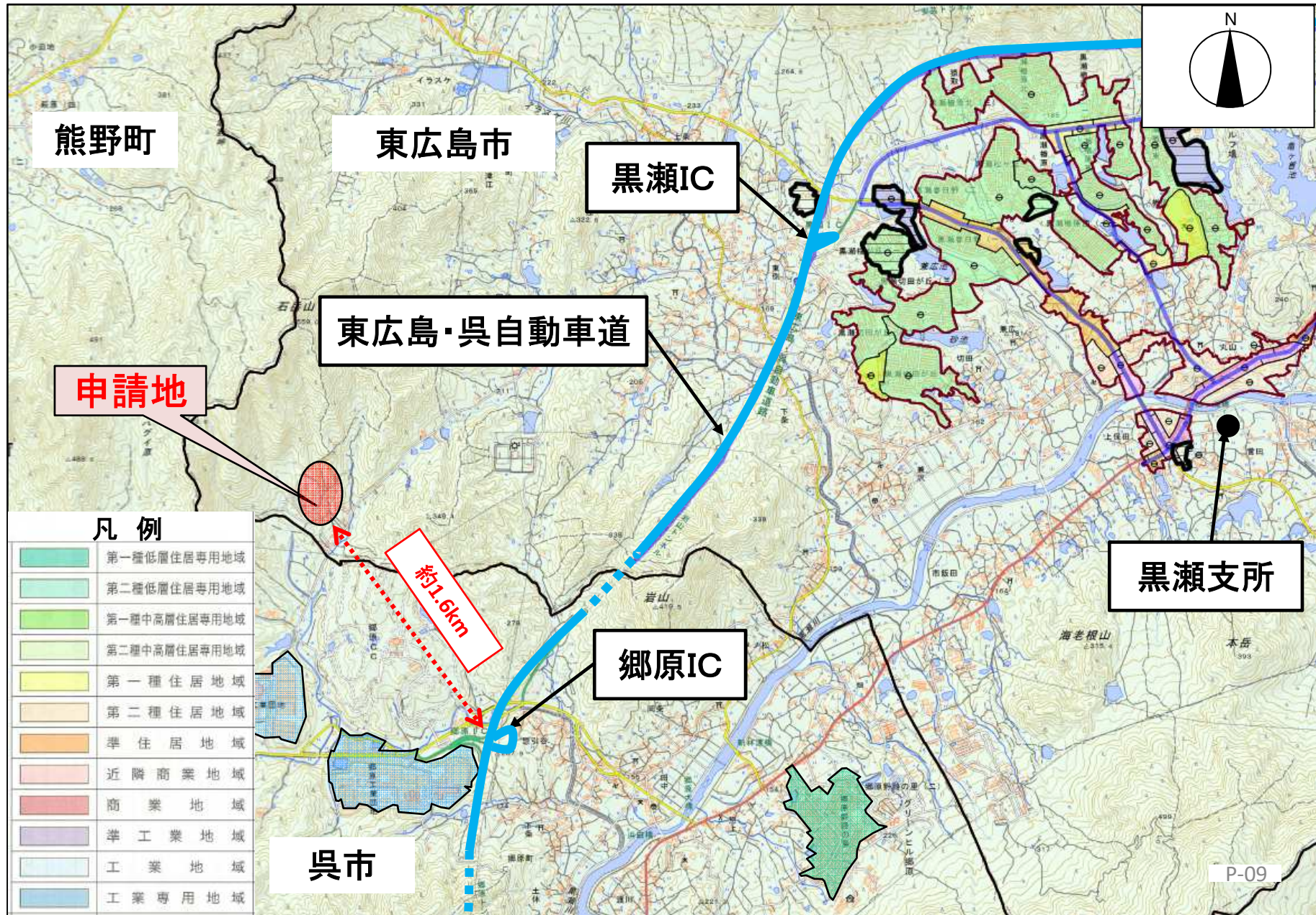
◆許可対象施設 処理品目別最大処理能力

施設の種類	廃棄物 処理品目	処理品目別最大処理能力	許可が必要な処理能力
焼却施設	廃プラスチック類	44.3t/日	0.1t/日
	汚泥	約0.88t/時 約19.2m ³ /日	0.2t/時 または 5.0m ³ /日
	液状廃油 固形状廃油 固定床炉廃油	約1.02t/時 約27.1m ³ /日	0.2t/時 または 1.0m ³ /日
	紙くず	約3.95t/時	0.2t/時
	木くず	85.5t/日	5.0t/日
	繊維くず	3.0t/時	0.2t/時
	動植物性残渣	約1.23t/時	0.2t/時
	ゴムくず	2.4t/時	0.2t/時
	金属くず	約0.91t/時	0.2t/時
	ガラスくず、 陶磁器くず、 コンクリートくず	約0.91t/時	0.2t/時
	がれき類	21.8t/日	5.0t/日
	感染性産業廃棄物	約3.09t/時	0.2t/時

◆許可対象外施設（既設施設）

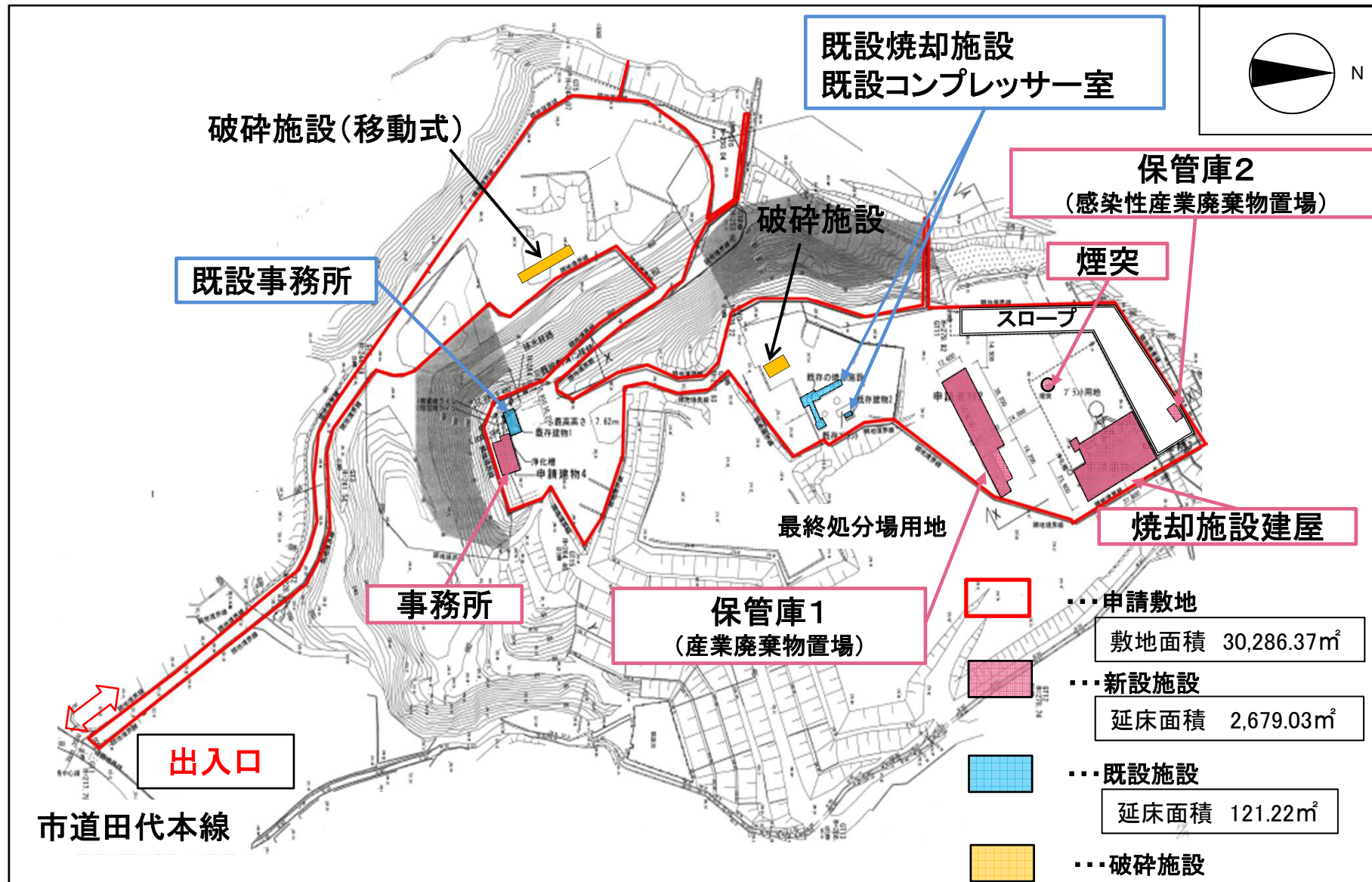
施設の種類	廃棄物 処理品目	処理能力 (現 状)	備考	稼働時間
破碎施設	廃石膏ボード	28.8t／日	変更なし	10時間/日
破碎施設 (移動式)	がれき類	1,408.0t／日	変更なし	
最終処分場 (別敷地)	廃プラスチック類、ゴ ムくず、金属くず、ガラ スクず、コンクリートくず、 陶磁器くず、がれき類	埋立面積 86,290m ² 埋立容量 1,715.449m ³	変更なし	

【施設の概要】 施設の位置

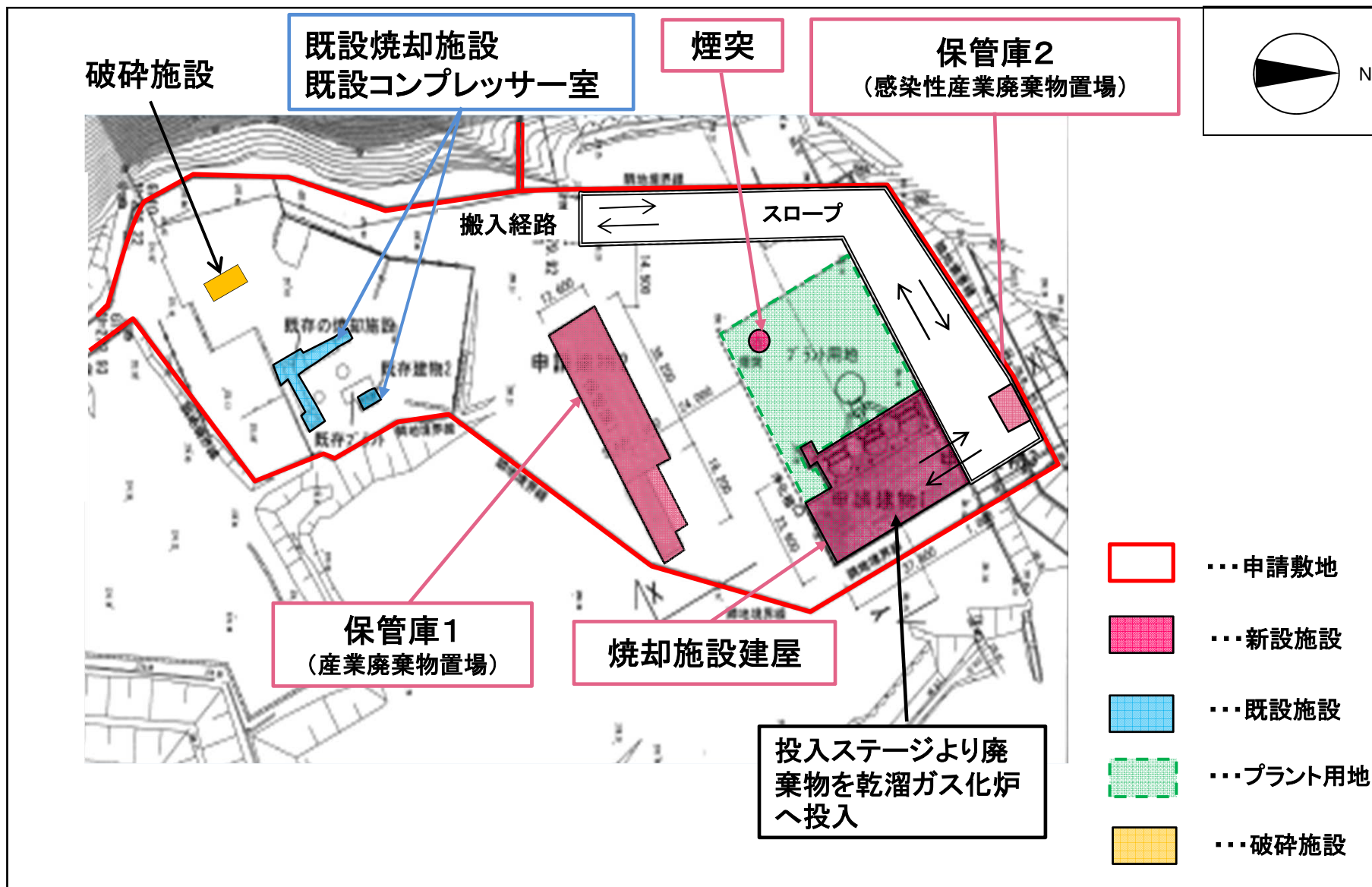




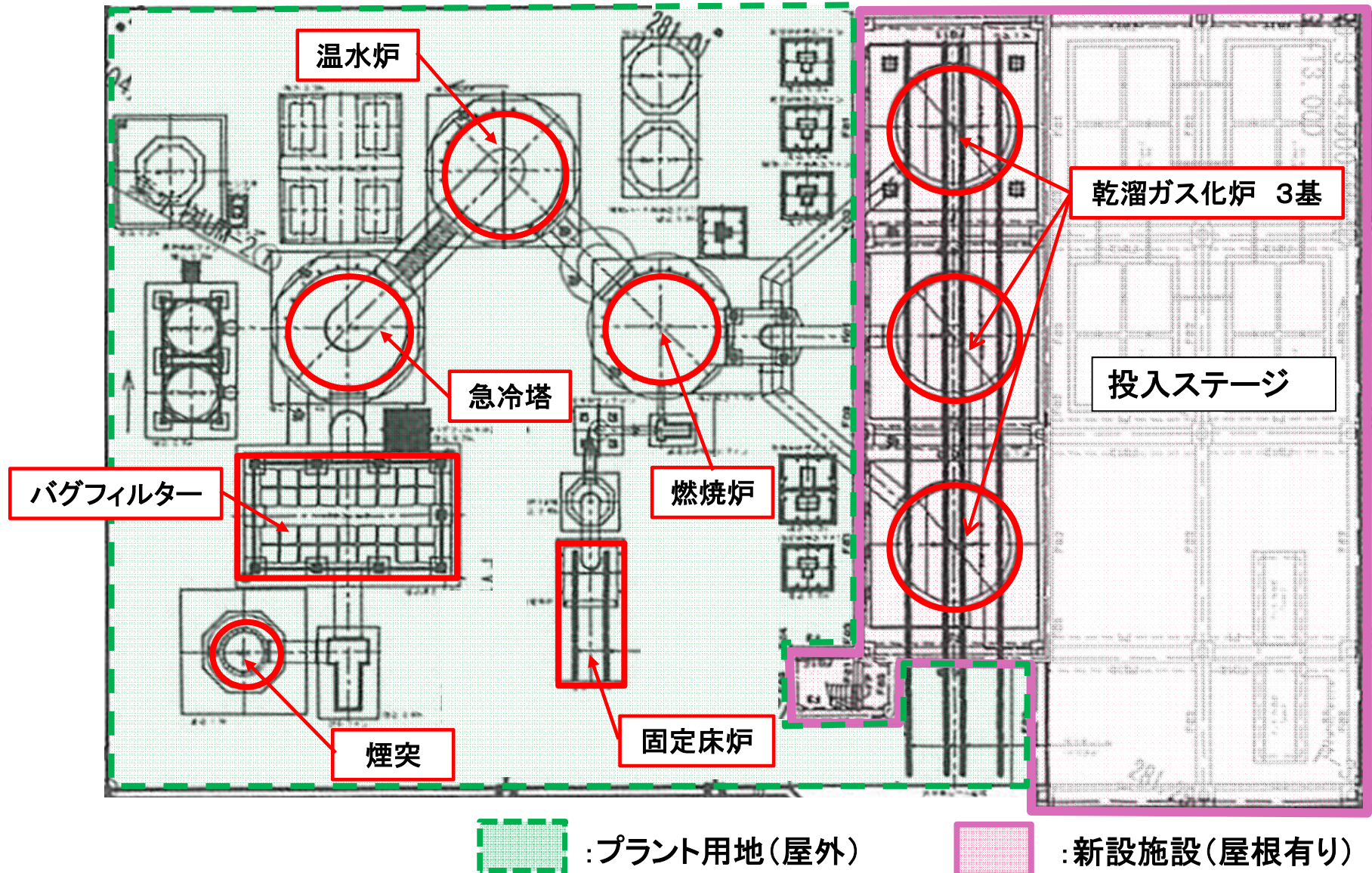
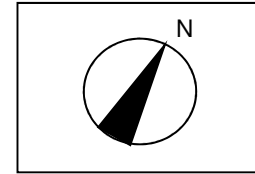
【施設の概要】 施設の配置



【施設の概要】 施設の配置(拡大)



平面図(機械配置)



作業フロー説明図

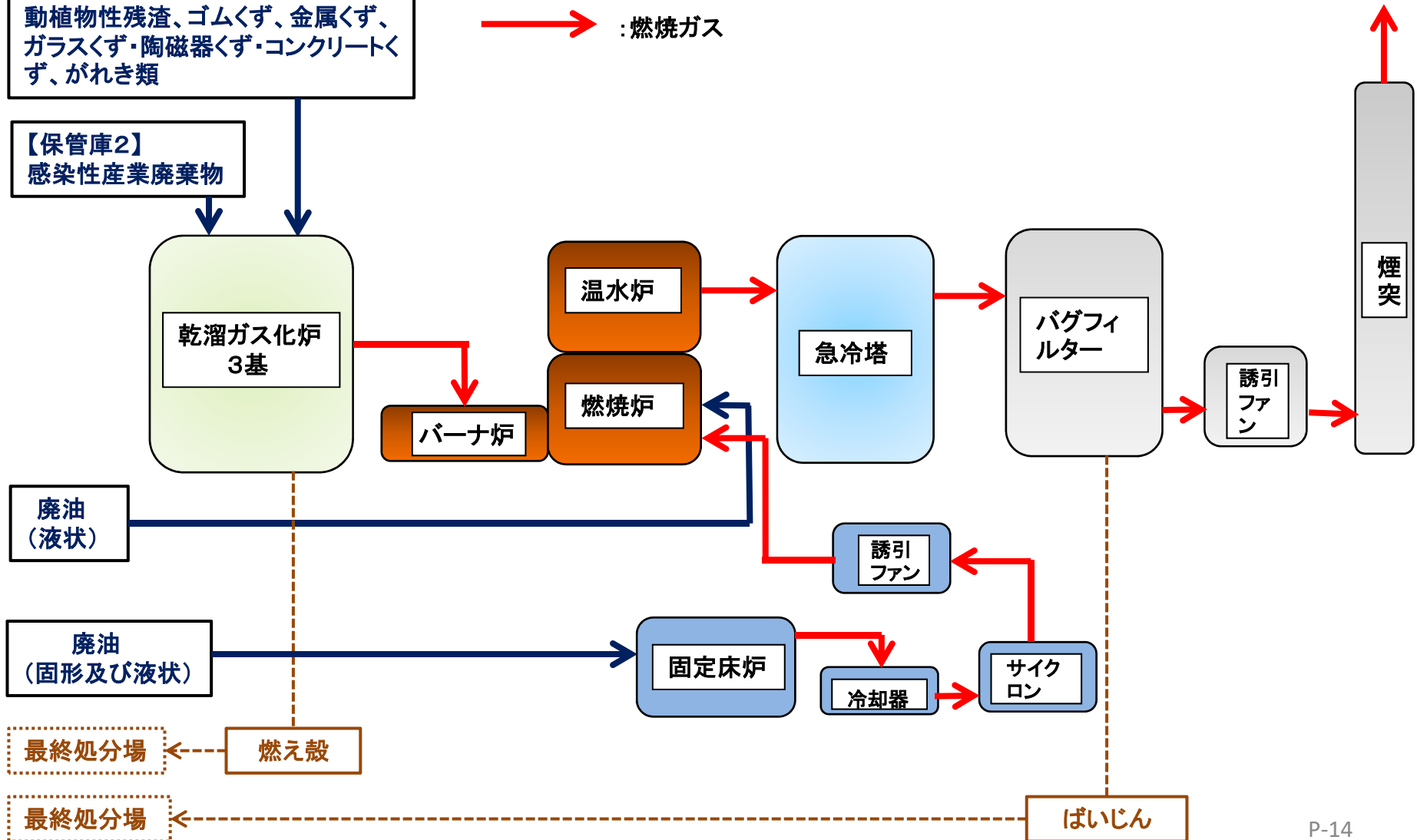
【保管庫1】

廃プラスチック類、汚泥、廃油（液状、固形状）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず、がれき類

【保管庫2】

感染性産業廃棄物

→ : 廃棄物
→ : 燃焼ガス



許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査内容	
①施設の位置	1	準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置すること。 ただし、市街化調整区域で施設の規模及び敷地の状況により特に支障がないと認められる場合はこの限りではない。
	2	学校、保育所、住宅地等及び公園から200m以上離れていること
	3	住居系の用途地域から200m以上離れていること。 ただし、施設の規模及び敷地の状況により特に支障がないと認められる場合はこの限りではない。
②道路幅員等	1	幅員9m以上有する道路に面すること。 ただし、当該敷地周囲の状況により、通行に安全上支障ないと認められる場合はこの限りではない。
	2	搬入搬出経路
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保
	2	水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の実態
④その他	1	地域の理解
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可

【審査①】施設の位置(審査①ー1)

◆用途地域等

用途地域 : 市街化調整区域 用途地域指定なし
都市計画区域編入 : 昭和51年5月 7日
線引き : 平成 3年2月28日

◆施設概要

産廃処理業開始時期 : 昭和57年3月12日

現 状 : ・既存焼却炉(処理能力30.0t/日)は平成2年6月に設置。
・設置時の処理品目 紙くず・木くずは、当時は法51条許可不要であった。
・その後平成16年に繊維くずを追加した。(法51条の許可は不要。)

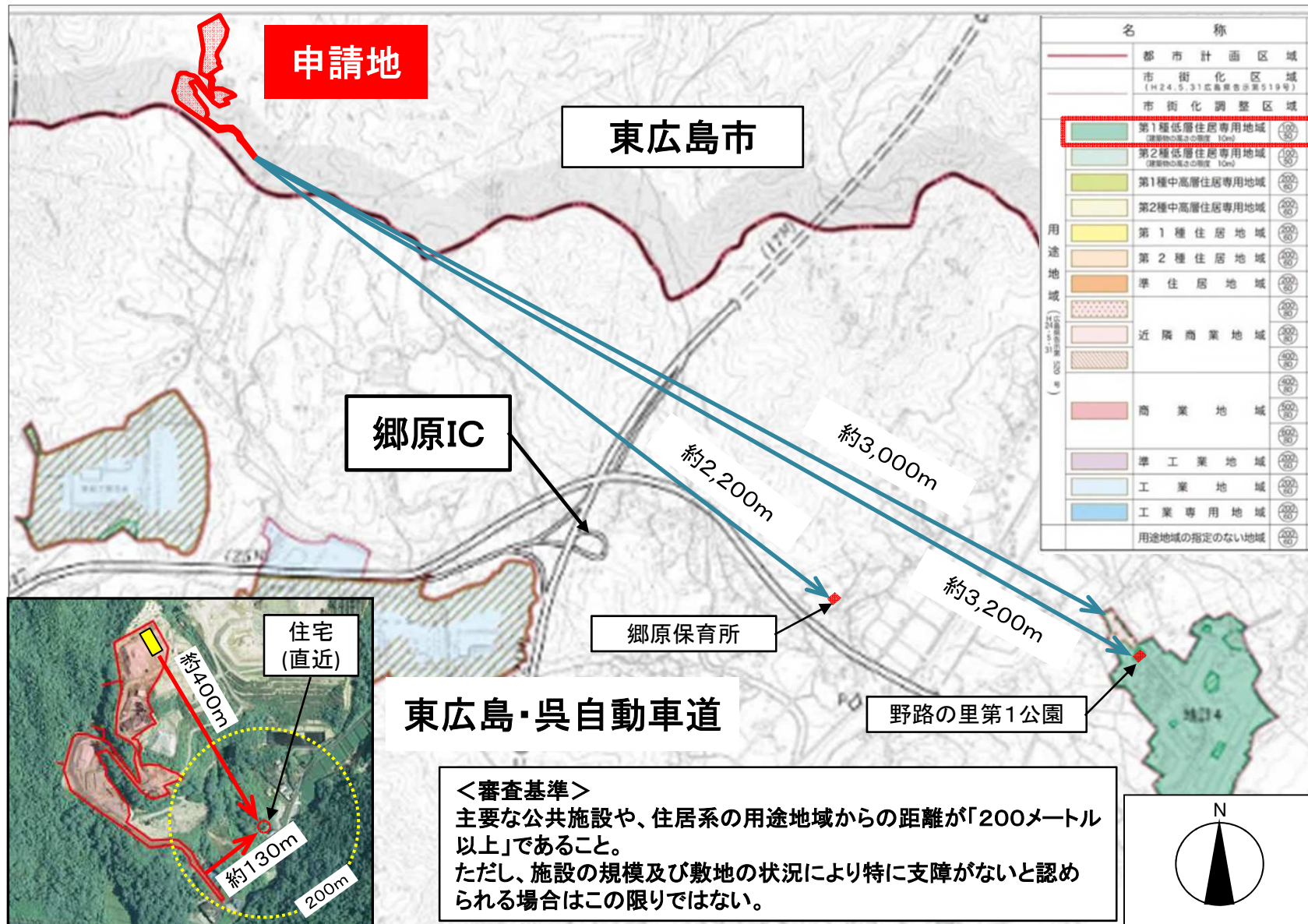
◆施設の位置について(市街化調整区域内の運営状況)

本施設は、市街化調整区域に指定される前から申請地にて産業廃棄物処理施設として運営している。また、申請地は山間部に位置し、敷地周辺は山林になっており住宅地などとのあいだに緑地緩衝帯がある。周囲に住宅は少なく、近隣からの苦情もなく、交通安全上も支障なく運営していることより、施設の位置として支障はないものと判断する。

<審査基準>

準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置すること。
ただし、市街化調整区域で施設の規模及び敷地の状況により特に支障がないと認められる場合はこの限りではない。

【審査①】施設の位置(審査①-2, 3)



【審査②】道路幅員等(審査②-1, 2)

..... 運搬経路

→ 搬入ルート
→ 搬出ルート

- ◆ 離合できるように事業者が民地を買い取り、部分的に道路拡幅(幅6.0m以上)し、離合待機場所を整備済。

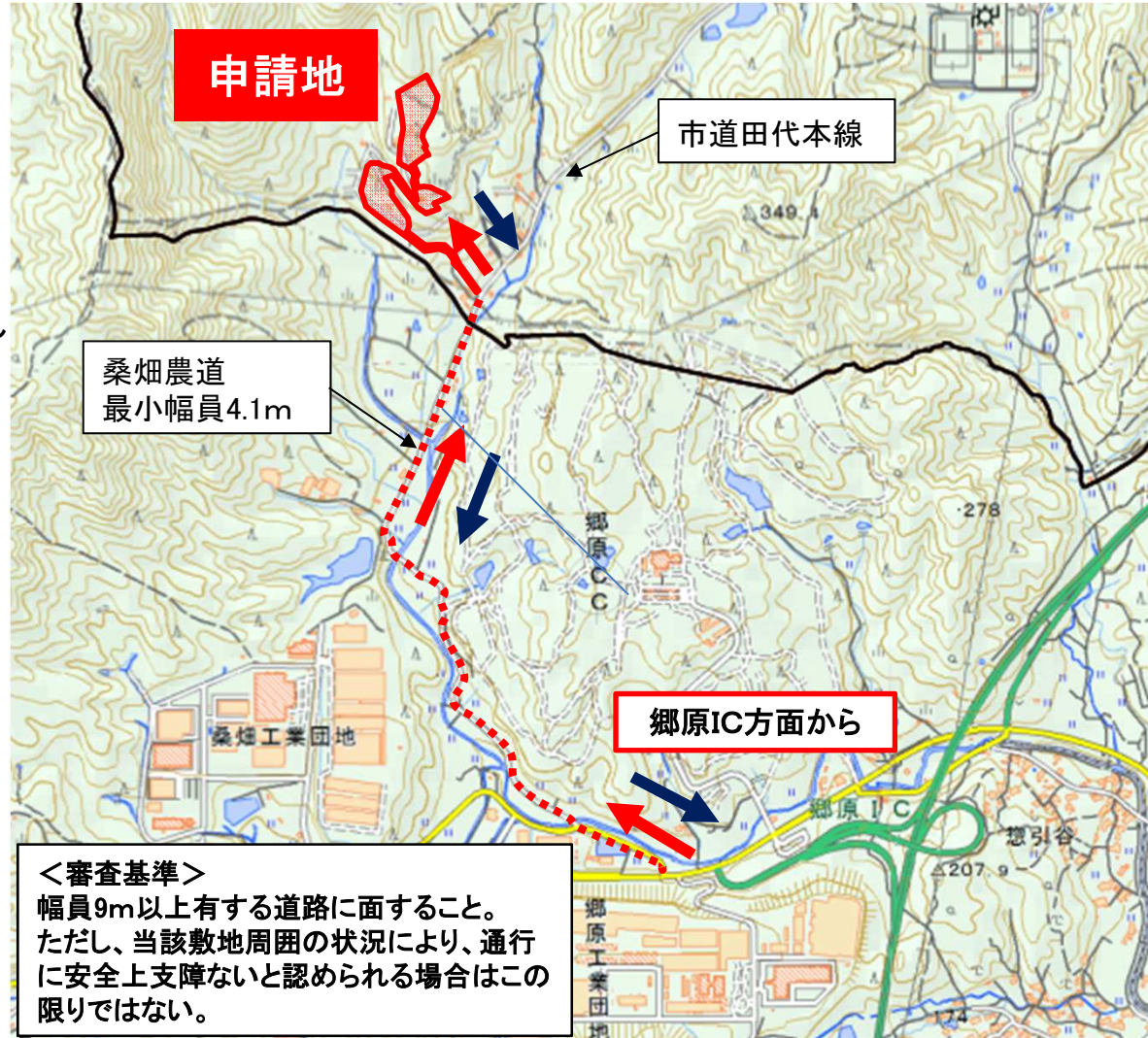
幅9.0m未満の区間 : 約1340m
そのうち、幅6.0m以上に拡幅された区間 : 約690m

※「地元車両優先」看板を沿道に掲げ、運用されている。

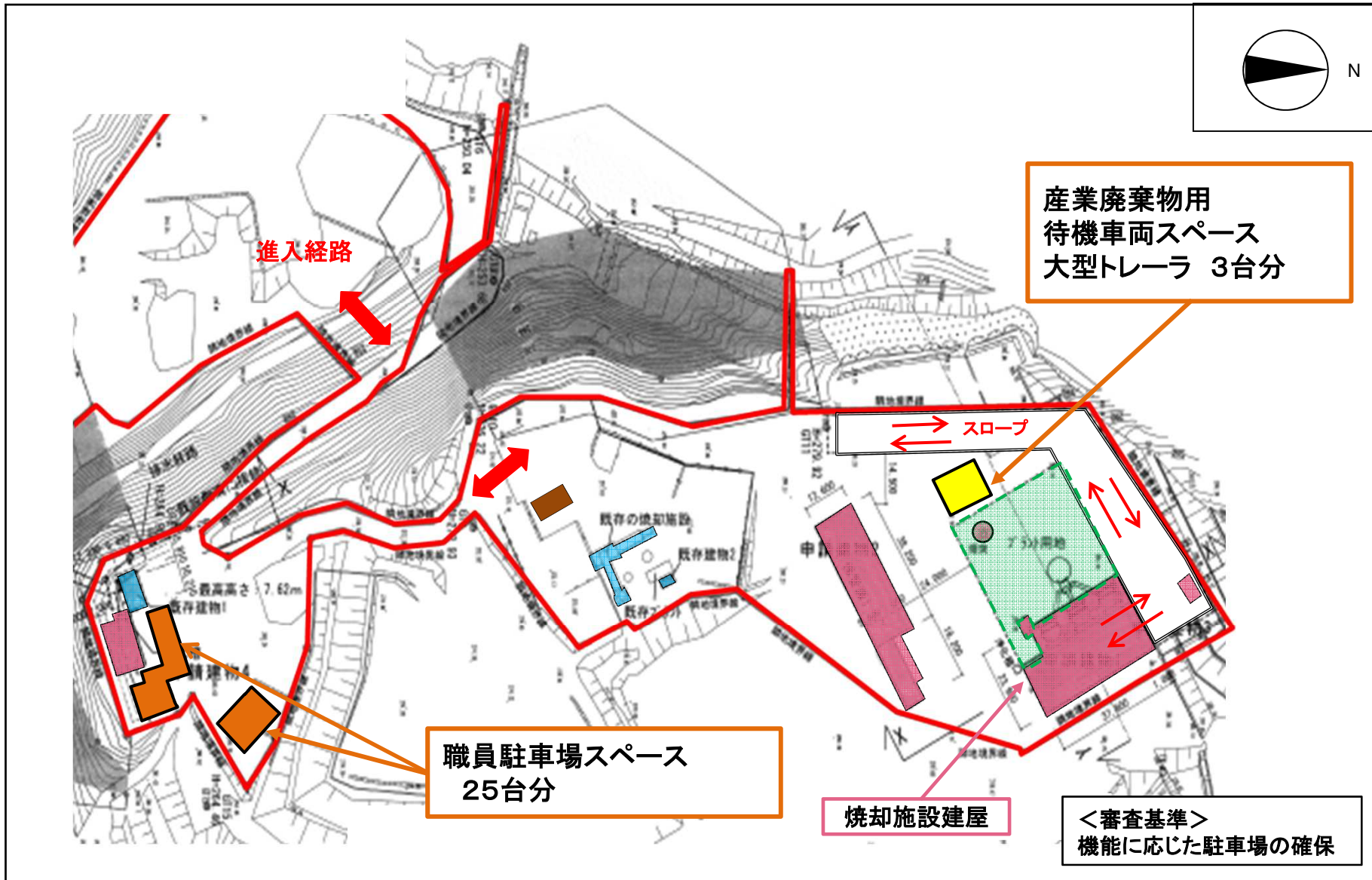
- ◆ 交通量調査より、可能交通容量 230台/hに対し、搬入受付時間の予想交通量が139台/hのため、周辺交通への影響はなし

- ◆ 通学路での利用はなし

- ◆ 近隣住民からの苦情は特になし



【審査③】施設計画(審査③-1)



環境保全対策(審査③-2)

生活環境影響調査を実施し、設備稼働後の予測を行った結果、環境基本法及び条例で定める大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭)の基準を満足することを確認。

◆騒音及び振動

項目	予測地点	予測値	規制基準
施設騒音	民家前	昼間 51dB 夜間 44dB	昼間 55dB以下 夜間 45dB以下
道路交通騒音	沿道	昼間 63dB 夜間 54dB	昼間 65dB以下 夜間 60dB以下
施設振動	民家前	25dB未満	人が振動を感じ始める55dBを下回ること
道路交通振動	沿道	昼間 30dB 夜間 25dB	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下

※予測値は小数点第一位を四捨五入とする

● : 騒音・振動予測地点



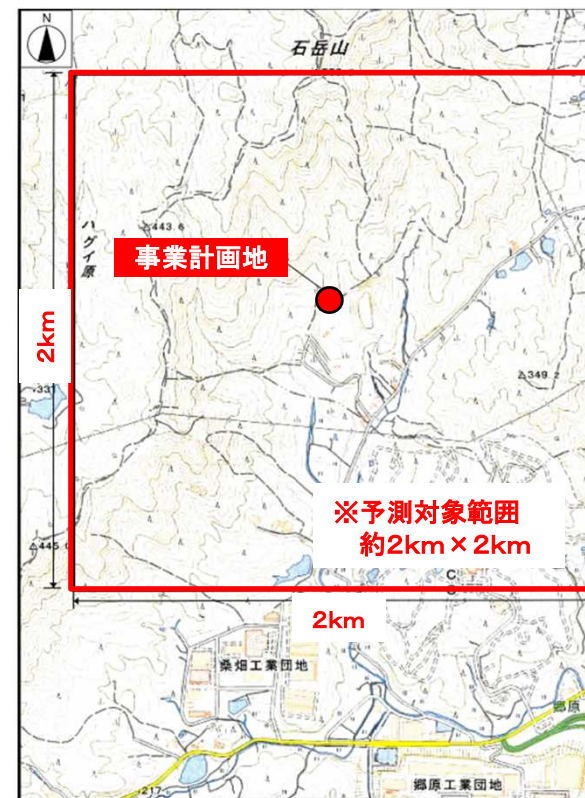
<審査基準>

水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の実態(規制基準値以下)

環境保全対策(審査③-2)

◆煙突排出ガス

項目	日平均値の2%除外値		1時間値の最大値	
	予測値	規制基準	予測値	規制基準
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.04以下	0.0399	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.013	0.04 ~0.06以下	0.0738	0.1以下
ばいじん (mg/m ³)	0.039	0.10以下	0.0719	0.20以下
項目	年平均値		1時間値の最大値	
	予測値	規制基準	予測値	規制基準
塩化水素 (ppm)	0.001207	0.02以下	0.0166	0.02以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.003308	0.6以下	0.2747	0.6以下
水銀 (μg/m ³)	0.026100	0.04以下	0.0125	0.04以下



◆悪臭

廃棄物を速やかに処理し、保管する場合は必要に応じて悪臭防止対策(シート覆い・容器保管)を講じるため、周辺への影響は極めて小さい。

◆水質

本施設から排水は発生しない。

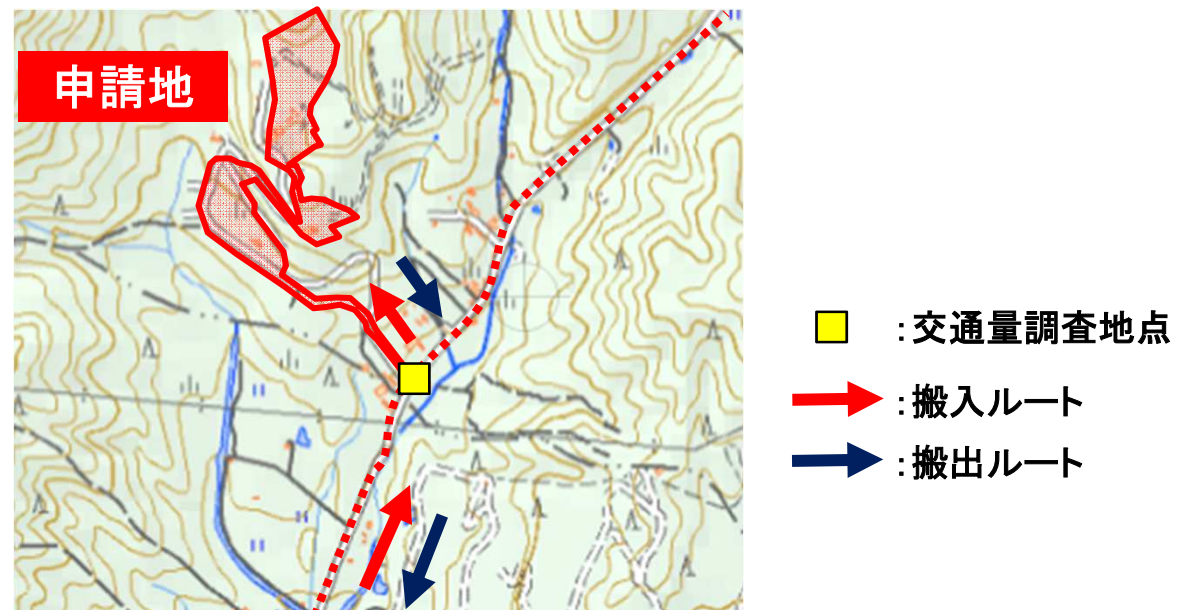
運搬車両の周辺交通への影響(審査③-2)

- ◆市道田代本線を通過するピーク交通量(7:00~8:00)は165台/hであるが、搬入受付時間外のため施設更新後に増加はしない。
- ◆搬入受付時間帯のピーク交通量(8:00~9:00)は93台/hであるが、施設更新後の交通量は139台/hと予測され、可能交通量の230台/hを下回る。

※大型車13台が最大増えると想定

13台×3.5(普通車への換算係数)÷46台増

- ◆道路幅員の最小は4.1mであり、大型車の離合が困難と考えられる幅員5m未満の部分は7か所である。しかし、いずれも短区間であり、その前後には離合待機場所を整備。また、全区間の半分以上は6m以上に道路拡幅しているため周辺の交通及び環境に影響は小さい。



【審査④】その他

地域の理解（審査④－１）

- ◆本申請に先立ち、申請者が付近の住民に対して、事業計画等を説明し、本事業について理解を得ている。

廃棄物処理法の許可（審査④－２）

- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、環境部局と事前調整済みであり、支障なしと判断している。

許可に係る審査事項及び評価

審査項目	審査内容		審査結果	評価
①施設の位置	1	準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置すること。 ただし、市街化調整区域で施設の規模及び敷地の状況により特に支障がないと認められる場合はこの限りではない。	市街化調整区域であるが、指定される前から施設を運営しており、周辺環境への影響は少ない。	支障なし
	2	学校、保育所、住宅地等及び公園から200m以上離れていること。 ただし、施設の規模及び敷地の状況により特に支障がないと認められる場合はこの限りではない。	・保育所から約2.2km ・公園から約3.2km ・住宅地から約0.13km。 ただし、民家の住人の合意形成が取れており、支障ないと認められる。(焼却施設までは約0.4km)	
	3	住居系の用途地域から200m以上離れていること	住居系(第一種低層住居専用地域)から約3.0km	
②道路幅員等	1	幅員9m以上有する道路に面すること。 ただし、当該敷地周囲の状況により、通行に安全上支障ないと認められる場合はこの限りではない。	道路幅員最小4.1m。 ただし、交通量調査結果や離合待機場所の整備により、支障がないと認められる。	支障なし
	2	搬入搬出経路	市道及び農道	
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保	待機車両等の駐車スペースの確保	支障なし
	2	水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の実態	環境影響調査の実態調査	
④その他	1	地域の理解	近隣住民への説明	支障なし
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可	環境部局と事前調整済み	

ご清聴ありがとうございました